

獣医師職の実務

～生活環境部に所属する場合～



◆獣医師職の配属先について

獣医師の仕事は、大きく家畜衛生分野と公衆衛生分野に分けられます。本県では、公衆衛生分野については「生活環境部」、家畜衛生分野については「農林水産部※」が担当しており、それぞれの中で配属先が決まります。

生活環境部に所属する場合、生活衛生課(本庁)のほか、各地域振興局(保健所)、食肉衛生検査所、動物管理センター、健康環境センター等の機関に配属され、勤務することになります。

※農林水産部の獣医師の実務については別ファイルをご覧ください。

生活環境部

○ 生活衛生課(本庁)

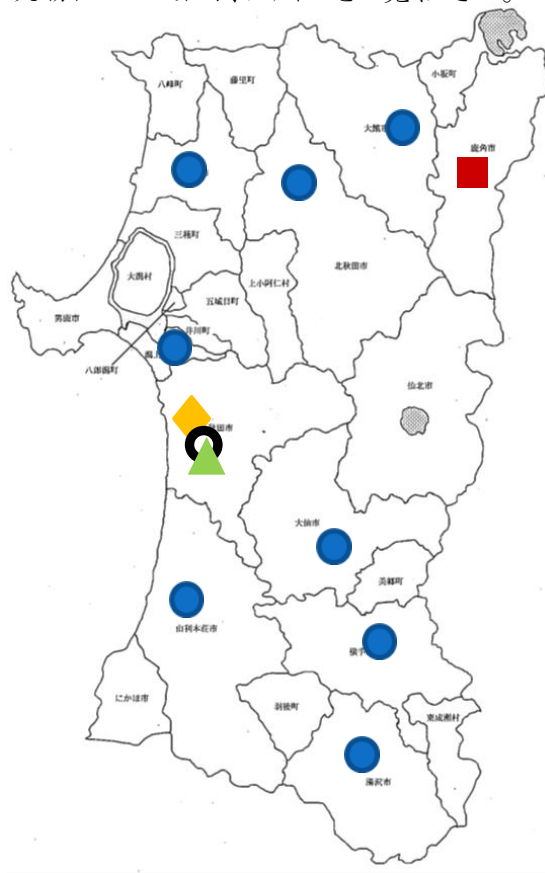
■ 食肉衛生検査所

▲ 動物管理センター

◆ 健康環境センター

地域振興局

- 福祉環境部(保健所)
県内8カ所
(大館、北秋田、能代、秋田中央、由利本荘、大仙、横手、湯沢)



◆獣医師職(生活環境部所属)の主な業務内容

業務内容は、県民生活に関わる食品衛生や環境衛生に関すること、動物愛護管理に関することから、試験研究まで、非常に多岐にわたります。

その内容は、配属先により異なり、法令に基づく許認可事務や監視指導、講習会の開催などによる普及啓発や窓口相談など様々ですが、大きく、次の6つに分類できます。

1 食品衛生

- ・食品営業施設の許可・監視指導
- ・苦情・相談対応
- ・食品検査(収去検査)
- ・食中毒調査

など

2 動物愛護管理

- ・犬猫の収容、譲渡
- ・動物の適正飼養に関する指導・啓発
- ・動物取扱業の登録・指導

など

3 狂犬病予防

- ・犬の登録、狂犬病予防接種の啓発
- ・狂犬病予防に関する知識の啓発
- ・狂犬病(疑い)発生時の対応
- ・関係機関との連携

など

4 と畜検査

- ・と畜場におけると畜検査
(生体検査、解体後検査等)
- ・と畜場・食鳥処理場の許認可
- ・と畜場・食鳥処理場の衛生管理

など

5 生活(環境)衛生

- ・旅館、公衆浴場、興行場施設の許可
- ・理容所・美容所の開設
- ・クリーニング所の開設
- ・化製場※等に関すること

など

6 試験検査・研究

- ・食品等の検査
(細菌、理化学、ウイルス検査等)
- ・食品等の衛生に関する調査研究
- ・人と動物の共通感染症検査

など

※ 獣畜の肉、皮、骨、臓器などを原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他のものを製造する施設。

配属先での主な業務(1)

生活衛生課:本庁業務

本庁にある生活衛生課では、各保健所や食肉衛生検査所、動物管理センター、健康環境センターにおける業務が円滑に行われるよう、県全体の事業計画の作成・管理や業務実績の取りまとめのほか、国や他自治体との連絡調整などを行っています。

また、食品衛生や動物愛護管理に関する規制又は制度について、新しく設ける必要があるかどうかや、既にあるものが現状に合ったものかどうかなど検討し、その改正に取り組むことも業務の一つです。

(1)食品衛生関係

- 食品衛生監視指導計画の策定
- 秋田県HACCP認証制度普及促進
- 食品安全推進委員会の開催
- 食品安全セミナーの開催



食品安全推進委員会

(2)動物愛護管理関係

- 動物愛護管理推進計画の策定
- 動物愛護推進協議会の開催
- 動物愛護フェスティバル実行委員会の運営



狂犬病発生時対策本部
(演習)



動物愛護フェスティバル

配属先での主な業務(2)

地域振興局(保健所):衛生指導等

(1)食品衛生業務

- 食品営業施設の許認可
- 監視・指導
- 食品に関する普及啓発(講習会・研修の開催)
- 食品検査・食中毒調査
- 苦情・相談対応 など

(2)狂犬病予防業務

- 狂犬病予防に関する飼い主指導
- 咬傷事故対応
- 関係機関との連携 など

(3)生活(環境)衛生業務

- 旅館、公衆浴場、興行場施設の許可
- 理容所、美容所、クリーニング所開設
- 施設検査、指導 など

(4)動物愛護管理業務

- 犬の収容
- 動物の適正飼養に関する指導・啓発
- 苦情・相談対応 など



キノコによる食中毒の予防啓発



スーパーの監視

いろいろな仕事
があります！



配属先での主な業務(3)

食肉衛生検査所:と畜検査・食鳥検査業務等

- (1)と畜(食肉)検査
- (2)食鳥検査
- (3)精密検査(病理、細菌、理化学検査)
- (4)食肉及び食鳥肉等の衛生に関する調査研究
- (5)と畜場、食鳥処理場の衛生管理指導
 - 衛生講習会の実施
 - 食鳥処理場の監視・指導

など



食肉衛生検査所



と畜検査



精密検査

食肉の安全を
守っているんだね。



3 配属先での主な業務(4)

動物管理センター:動物愛護管理業務

(1)動物愛護業務

- 犬猫の譲渡
- 負傷動物の収容 など

(2)動物適正管理業務

- 犬の捕獲抑留
- 犬猫の引き取り
- 収容動物の処分
- 特定動物飼養施設や動物取扱業登録施設への立ち入り など

(3)普及啓発業務

- 適正飼養・繁殖制限・終生飼養の啓発
- しつけ方教室の開催
- 「命を大切にすることを育む教室」の開催
- 飼い主のいない猫対策
- 被災動物の救済 など

(4)動物由来感染症対策

- 狂犬病予防と危機管理

など



しつけ方教室



命を大切にすることを育む教室



教室ではパートナー犬が大活躍!

食の安全を守る

食品衛生業務

獣医師は、公衆衛生学や微生物学などの専門知識を活かし、飲食店や食品販売、製造などの営業施設の許可業務やこれらの施設への監視指導、食品衛生に関する知識の普及啓発のための講習会などを行います。

また、県民から寄せられる食品衛生に関する相談への対応や、食中毒が起きたときの患者や施設の調査を速やかに行い、被害の拡大防止や、再発防止のための措置を講じます。

食の安全と県民の健康を守る上でとても重要な仕事です。



◆保健所では、食品衛生監視員として「食品衛生業務」を行います。

①食品営業施設の許認可

飲食物を提供するためには、事業主は関係法令に基づき、飲食店や製造業等の許可を取得する必要があります。

○相談業務：許可の業種ごとに定められた施設基準や、許可の取得のために必要な事項など、説明をしたり、平面図を確認をしながら助言を行います。

○許可調査：申請に基づき、施設に行ってその施設が基準に適合しているか、確認を行います。適合していれば、許可証を交付します。

②監視・指導

スーパーや飲食店、製造施設、給食施設など食品を取り扱っている施設に立ち入り、衛生管理の状態を確認します。また、営業者から相談を受けたり、必要に応じて情報提供や指導を行います。道の駅や直売所では、その地域の特性のある食品も多く扱っているため、管轄内の様々な施設に足を運び、把握に努めています。



スーパーでの監視指導

③食品衛生の講習会、研修

県では、「秋田県食品の安全・安心に関する条例」に基づき、食品の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

その一環として、営業者や消費者等を対象とした食品衛生や食中毒防止に関する講習会や、食品製造者に対するハサップ管理の導入に向けた研修を実施します。

最近では、地域の食品衛生協会と協力して実施している小学生を対象とした手洗い教室が好評です。

職員自身も、各種研修への参加や、伝達講習によって、知識の習得に努めています。



小学校での手洗い教室

動物にやさしい秋田をめざして 動物愛護管理業務

県民に動物の愛護や生命を尊重する意識を広めるために、犬のしつけ方教室や命の教室、動物の飼い方に関する個別相談を実施しています。また、飼い主の不明な負傷動物について収容・治療を行ったり、やむを得ない場合に限り飼い主の方から犬・猫を引き取るとともに、最後まで責任を持って適正に飼うことができる希望者を対象に、犬・猫等を譲渡しています。

このほか、特定動物飼養施設や動物取扱業の許認可・立入指導といった仕事もあります。

動物に関する獣医師の専門知識やスキルがフル活用される業務です。

犬猫の命を守るために、いろんな仕事をしているんだね



◆動物管理センター(以下「センター」)では、動物愛護管理員として「動物愛護管理業務」を行います。

①犬猫の譲渡

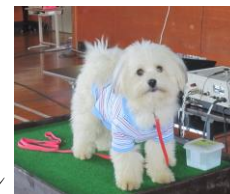
県内各保健所やセンターに収容された犬・猫の譲渡を行っています。収容された犬猫の健康状態や譲渡適性を判断し、必要なケアをして譲渡希望者に譲り渡します。収容された犬や猫に可能な限り生きる機会を与えるとともに、新たな飼い主や県民に、適正に飼育することや最後まで責任を持って飼育すること、無計画に繁殖させないことの必要性を理解してもらうため、譲渡前に講習を実施しています。犬も猫も飼い主さんも楽しく、幸せになってほしい、そんな思いで、譲渡事業に取り組んでいます。



②動物愛護や適正飼養の普及啓発

人と動物が仲良く、快適に暮らす生活環境をつくるため、「命を大切に作る心を育む教室」を開催しています。県内各地の小中学校等から総合学習や体験学習などの依頼を受けて、直接、学校等に出向いて行います。

また、適正な飼育に関する意識の向上を図るため、県内の犬の飼い主を対象に、しつけ方教室を行っています。センター職員自身も、収容犬の中からパートナー犬を育成し、しつけ方を勉強します。パートナー犬は、職員と一緒に教室に出向き、しつけのデモンストレーションをしたり、職員をサポートしてくれます。



③特定動物飼養施設の許認可・動物取扱業の登録

クマやニホンザルなどの危険な動物を飼うときは許可が必要です。また、ペットショップやブリーダーなどの第一種動物取扱業を営業する場合、登録の手続きが必要となります。これらの許可や登録にあたって施設の検査を行うほか、動物園や熊牧場などに定期的な立入を行い、指導を実施しています。

この業務は県内では動物管理センターだけで行っているため、県内各地の施設を全て管轄しています。

安全な食肉を流通させるために と畜検査・ 食鳥検査業務等

動物由来感染症の予防対策や食肉を介した人の健康被害を未然に防ぐため、と畜場法に基づき、1頭ごとにと畜検査を実施します。また、食品衛生法に基づき、と畜場等における冷蔵庫等の施設や食肉処理業等の営業施設を対象に監視・指導を行います。

このほか、食肉取扱い従事者や関係者の衛生意識を高めるために獣医師が講師となって講習会を実施したり、検査結果を生産者等に情報還元することで食肉の安全や生産性の向上に役立つなど、食肉衛生に関する様々な業務を行っています。

動物だけでなく人の健康も守ることが出来る獣医師ならではの仕事です。



お肉は一頭ずつ、
全て検査してる
んだね！

◆食肉衛生検査所では「と畜検査員」「食鳥検査員」として業務を行います。

①と畜検査

「と畜検査」とは、と畜場において食用にするために「とさつ」解体される牛・豚・馬・めん羊・山羊を、1頭ずつ検査することをいいます。県が管轄すると畜場では豚の検査が主で、獣医師である「と畜検査員」が、生体検査、解体前検査、解体後検査(頭部、内臓、枝肉検査)などを行い、病気などで食用に適さないものは不合格とし、検査に合格したものは、検査合格の印(検印)が押され、食用として出荷されます。



検印(合格の印)

②食鳥検査

食鳥処理場において、食用にするためにとさつされる家きん(鶏、あひる、七面鳥など)を検査することを「食鳥検査」といいます。食鳥処理業者が食鳥をとさつ、内臓摘出しようとするときは、食鳥検査を受ける必要があり、その検査を獣医師である「食鳥検査員」が行っています。秋田県特産の比内地鶏も、一羽ずつ検査して合格したものが出荷されています。

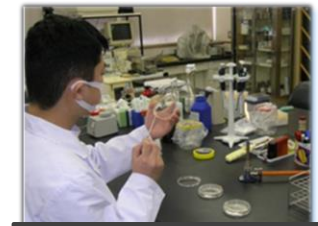


病理学検査

③精密検査

肉眼で病変や病気の判断が難しい場合は、検査室で精密検査を行います。

- ・病理学的検査:病変部位の採材を行い組織標本を作成して鑑定します。
- ・細菌検査:病原菌の有無を検査します。また、枝肉などの細菌汚染について調べ衛生的に取り扱われているか確認します。
- ・理化学検査:血液生化学的検査等を行います。また、抗菌性物質などが残留していなか検査します。



細菌検査



小学生を対象とした
体験学習の様子

◆重要施策

県では、動物愛護管理法第6条第1項に基づき、動物愛護管理に関する施策等の方向性を示す指針として、「動物愛護管理推進計画」を策定しています。県が実施する施策のほか、動物愛護団体やボランティア、事業者等に期待される主体的な取組について示しており、平成28年度から37年度までの10年間を推進期間とする第2次計画では、次のとおり取り組むこととしています。

< 基本理念 > 人と動物が調和しつつ共生する社会の形成

基本目標と重点的に推進する施策の方向

<p>基本目標 1 動物の生命を尊び慈しむ心を養う</p> <p>数値目標：犬猫の殺処分数 0 頭</p>	<p>基本目標 2 動物の正しい飼い方とふれあいの方法を学ぶ</p> <p>数値目標：犬猫の苦情件数 400 件(半減)</p>	<p>基本目標 3 人と動物、動物を介して人と人が楽しく交流する</p> <p>数値目標：ふれあい事業等参加人数 1万7千人(10倍)</p>
<p>施策1 動物愛護思想の普及啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物愛護フェスティバルの開催 ○ テレビ、ラジオ等のメディアによる啓発 ○ ポータルサイトによる動物愛護に係る情報の発信 ○ 啓発用パネルの展示 <p>施策2 動物愛護センター(仮称)を拠点とした動物愛護に関する総合的な取組の推進</p> <p>施策3 学校等における「命を大切にすることを教える教室」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 命の教室の実施プログラムの充実 ○ 学校等のほか動物愛護センターで定期的に開催 ○ 阿仁熊牧場「くまの園」での開催 <p>施策4 捕獲・抑留犬の返還率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 迷子札やマイクロチップ装着の啓発 ○ 譲渡犬猫へのマイクロチップ装着 ○ 収容犬猫に関する情報提供媒体の拡大(ポータルサイト、新聞、ラジオ等による情報提供) ○ 迷い犬の抑留期間の延長(7日以上) <p>施策5 譲渡の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 譲渡犬猫の同窓会を活用した譲渡事業のPR ○ 譲渡候補犬猫の飼養頭数の拡大 ○ ミルクボランティアなどの育成と協働 ○ 団体譲渡、広域譲渡等の仕組みづくり <p>施策6 負傷動物への治療体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 獣医師会等との協力体制構築 ○ 動物愛護センター等における治療体制の構築 <p>施策7 大災害発生時における動物救護体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物救護活動マニュアルに基づく実地訓練等 ○ 一時預かりボランティアの育成 ○ 災害時の収容・保護機材等の備蓄 	<p>施策8 「適正飼養」「繁殖制限」「終生飼養」の普及啓発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ しつけ方教室の開催数と実施内容の充実 ○ 譲渡犬猫同窓会開催とメディアを通じた情報発信 <p>施策9 犬の登録・狂犬病予防注射の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 狂犬病に対する正しい知識の啓発 ○ 犬販売業者に対する登録、注射等の徹底 <p>施策10 飼い主のいない猫への対応(地域猫対策事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域猫対策事業の推進 ○ 猫の繁殖制限、室内飼養の啓発事業の充実 <p>施策11 動物取扱業者による適正飼養に関する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物取扱業者に対する効果的・効率的な監視計画の作成と指導強化 ○ 動物取扱責任者研修会の内容の充実 ○ 犬猫販売業者による購入者(飼い主)への適正飼養の啓発の促進 ○ 優良動物取扱業者の動物愛護推進員委嘱 <p>施策12 特定動物の適正管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定動物立入実施要領に基づく指導の実施 <p>施策13 動物由来感染症対策の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 狂犬病発生を想定した定期的な実地訓練の実施 ○ 狂犬病検査の技術演習の実施 ○ 人獣共通感染症等に関する発生予防の啓発 <p>施策14 実験動物における管理の適正化の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実験動物飼養施設管理者との情報交換、実態把握 <p>施策15 産業動物における管理の適正化の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 畜産部局を通じて動物福祉の指導を実施 	<p>施策16 県内各地域における「しつけ方・ふれあい教室」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティアや動物愛護推進員の育成と協働による開催 ○ ボランティア主導のしつけ方教室の開催 <p>施策17 イベントにおける動物とのふれあいの場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 犬猫同伴の動物愛護フェスティバルや譲渡犬猫同窓会の開催 ○ ふれあいイベント時の犬猫への負担軽減の検討 ○ 教育機関等との連携によるふれあい教室の開催 <p>施策18 動物愛護センターにおける動物とのふれあいの場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物愛護センターを会場としたパートナー犬猫によるふれあいの場の提供 <p>施策19 動物による介在活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物愛護団体による介在活動の紹介 ○ パートナー犬猫同伴による福祉施設等への訪問 <p>施策20 ボランティアの育成、支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物愛護ボランティア制度の整備 ○ 動物愛護ボランティアへの協力 <p>施策21 動物愛護推進員の委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 動物愛護推進員の育成と協働 ○ 県内全域から動物愛護推進員を委嘱 <p>施策22 動物愛護推進協議会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県の動物愛護管理施策に関する意見交換会を開催

◆重要施策

動物愛護の取組拠点となる新たな施設として、平成31年度を目標に「動物愛護センター(仮称)」を整備することとしており、現在の「動物管理センター」に新たな機能や役割を加え、「殺処分ゼロ」の実現に向けた取組を強化します。

現状と課題

動物を巡る社会情勢の変化として…

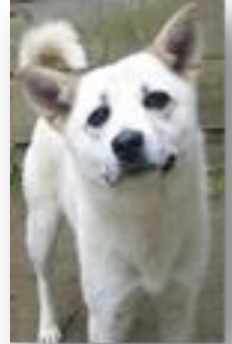
- 心に安らぎを与える伴侶動物としての認識の高まり
- 教育、福祉、医療への動物の積極的な関わりについての期待
- 動物に関する苦情・相談の複雑・多様化

動物愛護の取組等は…

- 動物愛護管理推進計画に基づき取組を進めるも、相当数の殺処分
- 「犬猫の殺処分ゼロ」に向けたさらなる取組が必要

現在の動物管理センターは…

- 施設の老朽化
- 愛護機能(犬猫収容、ふれあい、ボランティア活動等のスペース)が不十分



新たな拠点施設「動物愛護センター(仮称)」の整備による動物愛護の取組の強化

◆ 役割・機能、設備

※下線部分には新しい機能や設備です。

① 動物の命をつなぐ拠点

- 収容動物の譲渡の推進
- 動物の命を大切にする心の醸成
- 地域猫対策等

② 体験・学習・交流の拠点

- 動物とのふれあい・県民相互の交流の推進
- 適正飼養の啓発
- 動物取扱業者への指導
- 動物の習性等に関する情報発信

③ ボランティア活動の拠点

- 動物ボランティアの育成・スキルアップの推進
- 動物ボランティアによる活動の促進

④ 災害対策の拠点

- 災害時における動物の保護・収容
- 災害対応訓練等

⑤ 「動物にやさしい秋田」発信の拠点

- 秋田犬の飼育・展示
- 地域資源(動物園、水族館、熊牧場等)の活用による情報発信



○ 譲渡犬猫飼育舎

○ 診察・手術室

○ シャンプー・ドミング室

○ 多目的ホール

○ 相談室

○ マッチングルーム

○ 屋外ふれあい広場(ドッグラン含む)

○ 展示・学習・交流コーナー(キャットタワー含む)

○ ボランティアルーム

○ 災害用備蓄倉庫

◆ 設置場所・職員体制など

○ 設置場所

・秋田市雄和椿川
(秋田県立中央公園内)

○ 規模・構造等

・建物1,455㎡ (木造平屋建)
・敷地6,000㎡

○ 職員体制

・13名程度
(うち獣医師5名程度)

○ 管理運営方法

・指定管理方式も検討中
・ボランティア等と協働しながら運営
・土・日曜日、祝日の開所も検討中



◆将来の職業を考えている皆さんへのメッセージ

獣医師職(生活環境部)の“魅力”と“やりがい”

- ◆ 食肉衛生を始め、食品衛生の確保には獣医師の様々な能力が存分に活かされ、動物由来感染症の予防対策や動物愛護の推進など、公衆衛生分野で重要な役割を担っています。
- ◆ 大学で学んだ知識を活かすことができるのはもちろん、経験や業務を通じて更に幅広く、知識や技術を身につけることができます。
- ◆ 限られた人員で広範な業務をこなすことが求められますが、様々な職種の職員と共に仕事することができ、自分自身の視野や可能性も広がります。
- ◆ 新たに整備する動物愛護センター(仮称)などで、子供達や県民の方に、動物の習性や飼い方など正しい知識と病気の予防の大切さをもっと、もっと伝えていくことが、公衆衛生に携わる獣医師の使命であり、獣医師として輝ける分野です。



「動物にやさしい秋田」の実現を目指して一緒に働きましょう！！

大歓迎！

